

天日乾燥処理済み乾燥汚泥搬出業務委託仕様書

1. 作業は、すべて本仕様書に基づき誠実に遂行すると共に、汚泥は産業廃棄物であるため、取り扱いには十分注意し、浄水場及び浄水送水施設内での作業であることから衛生管理には特に万全を期すこと。
2. 作業内容及び作業場所
 - (1) 各施設の天日乾燥汚泥を、処分業者である株式会社トクヤマ(予定)へ搬出投棄する。
 - (2) 作業場所
 - ①一の井手浄水場 周南市一の井手5551番地
 - ②大迫田浄水場 周南市桜木1丁目1番地
 - ③菊川浄水場 周南市上村826-1
 - (3) 汚泥搬出予定数量 約430t
 - (4) 搬出予定期間 契約日～令和8年3月31日
 - (5) 搬出予定日 搬出期間中、事前の電話連絡(協議)により搬出する。
3. 受注者は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第13条の2の規定に基づき指定された情報処理センターの電子マニフェストシステムに加入し、電子マニフェストによる廃棄物管理を行うこととする。
4. 作業の日時、順序及び方法等は係員の指示に従うこと。
5. 作業用機械器具、作業服及び履物等は作業に適正なものを使用すること。係員が不適当と認めたものは、取り替えさせることがある。
6. 作業に関係した法律、規則等を遵守し、施設内及び施設外(搬出路上等)において生じた問題は、すべて受注者の責任において処理する。
7. 作業終了後、跡片付け及び清掃等を充分に行い、係員の終了検査を受け、作業報告書に確認印をもらうこと。

8. 作業報告書の提出
作業日時、搬出場所（浄水場名）、搬出乾燥床No、搬出量等を記入した作業報告書を提出すること。これにより確認出来たものにつき精算するものとする。
9. 委託業務実施にあたっては、関連する関係法令及び条例等を遵守すること。
雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用形態に応じ、雇用人等を被保険者とするこれらの保険に加入すること。
委託業務実施にあたり、事故が発生しないよう使用人等を含む業務作業者に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めること。
10. 作業に従事するものは、水道法第21条の第1項に基づき、業務着手前までに関係機関において検便を行い、その結果の原本を提出すること。検査内容については、赤痢菌、サルモネラ菌、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌について行うこと。また、委託期間が6箇月を超える場合には、水道法施工規則第16条第1項に基づき、再度検便を行い、その結果を提出すること。
11. 契約金額の支払い方法は作業終了毎の支払とする。
12. 仕様書等に明記していない事項で不明な点は、係員と協議の上、係員の指示に従うこと。
又、本作業に当然必要な事項は、受注者の責任において行うこと。